

別紙3 AW3D 全世界デジタル 3D 地形データ」使用許諾契約書

本使用許諾契約書は、日本法に基づき設立され、日本国東京都港区虎ノ門 3-17-1 に主たる営業所を有する一般財団法人リモート・センシング技術センター（以下「RESTEC」）とお客様との契約（以下「本使用許諾契約」）を構成します。本使用許諾契約の条項を注意してお読みください。

本使用許諾契約の条項は、本件商品（以下にて定めるものをいう）に適用されます。本件商品のパッケージが開封された時点、またはコンピュータシステムへの読み込みをした時点で、お客様は本使用許諾契約の内容に同意されたものとみなします。

本使用許諾契約の条項に同意されない場合、本件商品を使用することはできません。お客様が本使用許諾契約の条項を遵守することを条件として、お客様には以下が許諾されます。

第1条（定義）

本使用許諾契約において、次の各号の用語は、当該各号のとおり定義されます。

- 1) 本件商品とは、地形データ、地形データが記録されたメディア及びその他本件商品のすべての関連資料をいいます。
- 2) 地形データ a とは、地形データのうち、製品レベル「レベル 1DSM(基本)」における、提供種別「1度×1度」の地形データをいいます。
- 3) 地形データ b とは、地形データのうち、地形データ a を除く地形データをいいます。
- 4) 地形データ c とは、地形データ a 及び b をもとに改変した製品であって、本件商品へ復元不可能かつピクセル形状を保持していない製品をいいます。

第2条（使用許諾）

- 1 お客様は、本件商品の以下に規定されたライセンスを取得するものとします。

組織における内部利用目的、かつ平和的利用目的でのみ使用することができます。
使用は、使用目的確認書に記載された範囲に限られます。

- 2 RESTEC はお客様に対し、次の各号に規定する内容について、非独占的な許諾を行います。

- 1) 地形データを、前項で規定された範囲内でのみ使用すること。
- 2) 地形データを使用する目的において、前項に掲げる組織が所有するコンピュータにて用いられる記録媒体に複製すること。なお、複製された地形データも本件商品とみなします。
- 3) 地形データ a もしくは b のいずれかに対し改変、修正を行うこと。なお、改変、修正がなされた地形データは本件商品とみなします。ただし、当該改変又は修正された地形データには、原初データの提供者が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」）、RESTEC、株式会社絵エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTTDATA」）である旨を明記するものとします。
- 4) 地形データ c を作成すること。ただし、当該改変又は修正された地形データには、原初データの提供者が JAXA, RESTEC, NTTDATA である旨を明記するものとします。また、当該地形データ c について、自己の保有する著作権を行使せず、地形データ c に該当するか否か疑義がある場合は、最終決定は JAXA が判断をするため、その意志決定に従うものとします。
- 5) 本条第 2 項第 3 号及び第 4 号の行為をお客様のコンサルタント・代理人・下請業者に委託すること。ただし、委託する際には、本使用許諾契約においてお客様が負っている義務と同等の義務を当該委託先に遵守させる義務を負うものとします。
- 6) RESTEC が提供する Advance Land Observing Satellite CG 画像（以下「JAXA 画像」）を、前項で規定された範囲内における宣伝及び広報のために使用すること

- 3 お客様は、地形データ a 及び b を自らの業務目的での使用・利用することができます。また、地形データ c について、地形データ c の生成及び一般利用者への販売をすることができます。

第3条（使用制限）

お客様は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- 1 本使用許諾契約で許諾されている範囲を超えて、本件商品を使用又は利用したり、本使用許諾契約上の地位、本使用許諾契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡すること。
- 2 有償又は無償を問わず、本使用許諾契約で許諾されている範囲を超えて、本件商品を、第三者に譲渡、貸与、使用許諾その他の方法で第三者に使用させること、及び公衆送信（インターネットへの公開およびネットワークに接続された機器へのアップロード行為を含む）すること。
- 3 本件商品に表示している著作権表示又はその他の警告等の表示を変更又は削除すること。

- 4 JAXA 画像のイメージを損ね、あるいは、JAXA 及び RESTEC の業務上の信用を損ねるような方法により利用すること。

- 5 JAXA 画像の利用にあたり、当該画像の内容・表現に変更を加えること。
- 6 本件商品のイメージを損ね、あるいは、JAXA 及び RESTEC の業務上の信用を損ねるような方法により販売及び使用等すること。
- 7 使用目的確認書に虚偽の記載を行うこと。

第4条（知的財産権の帰属）

本件商品にかかる著作権、営業秘密、特許権を含む知的財産権は、本件商品の開発元である RESTEC 及び NTTDATA 及び JAXA にそれぞれに帰属し、また本件商品に使用された地形データ a 及び b のデータのうち、製品レベル「レベル 1DSM(基本)」における、提供種別「メッシュ切り出し」及び「任意エリアの切り出し」の地形データの著作権は JAXA, RESTEC, NTTDATA に帰属するものとします。

第5条（著作権表示）

お客様は、地形データが含まれるいかなる媒体に対しても、次の著作権表示（以下「表示」）を行うものとします。なお、表示場所は、画像内部または地形データの下に行うものとし、地形データの下に表示する際は地形データと著作権表示の間に文字、図表、画像等を表示してはならないものとします。

©JAXA, RESTEC and NTTDATA

第6条（検査）

- 1 RESTEC は、お客様が本使用許諾契約に違反して本件商品を使用している恐れがあると判断した場合、本件商品の使用状況を、お客様の施設において、RESTEC の負担により調査することができるものとします。
- 2 前項の調査により、お客様が本使用許諾契約に違反して不正に本件商品を使用していたことが判明した場合、RESTEC は、お客様に対し、当該調査に要した一切の費用及び当該不正使用によって RESTEC が被った損害の一切を請求することができるものとします。

第7条（機密保持）

お客様は、本使用許諾契約の有効期間中及び終了後においても、本使用許諾契約の締結及び利用に関して RESTEC より得られた営業上の情報、本件商品に関する情報及び本使用許諾契約の内容のうち公然と知られていないものについて、その機密を保持するものとし、第 2 条 3 項で認められた目的に基づき印刷物を作成し、配布する場合を除き、第三者に漏洩してはならないものとします。

第8条（追加ライセンス）

お客様は、本件商品に追加ライセンスを希望する場合、RESTEC 所定の手続きによりこれを注文するものとします。

第9条（保証）

- 1 RESTEC は、本件商品がお客様の注文内容と異なる場合又は RESTEC 所定の出荷基準を満たさない場合で、本件商品の購入日から 1 年以内にその旨の通知を受けたときは、本件商品の返却と引き換えに本件商品の代金と同額を返還するものとします。
- 2 RESTEC は、本件商品の媒体に物理的な瑕疵があると認められた場合で、本件商品の購入日から 1 年以内に RESTEC がその旨の通知を受けた場合に限り、無償にて本件商品の交換を行うものとします。
- 3 前二項の対応は、全て RESTEC を通じて行われるものとします。
- 4 RESTEC が本件商品について負担する責任は、前三項の範囲に限られるものとし、その他本件商品を使用することによりお客様及び第三者が被る損害等（逸失利益、データの損失等を含みます。）について一切責任を負わないものとします。また RESTEC は、本件商品がお客様の意図した用途に合致すること及びお客様のシステム上で動作することについて、一切保証しないものとします。

第10条（契約終了時の義務）

- 1 お客様は、本件商品及びその複製物の全てを消去又は破棄することにより、本使用許諾契約を終了させることができます。このとき、本件商品の使用許諾に係る対価の返還を、RESTECに求めることはできません。
- 2 RESTECは、お客様が本使用許諾契約に違反した場合、本使用許諾契約を終了させることができるものとします。お客様は、本使用許諾契約が終了した場合、本件商品の使用を直ちに中止し、お客様のご負担により本件商品をRESTECに返却するか又は廃棄するものとします。
- 3 お客様は、理由の如何を問わず、本件商品の使用終了についてRESTECに対し補償金その他いかなる名目での支払いも請求することはできません。

第11条（輸出管理）

お客様は、本件商品及びそれに含まれる技術を海外に持出し又は非居住者に提供する場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づき適正な手続きをとるものとします。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本使用許諾契約は、日本法に基づき解釈されるものとします。
- 2 本使用許諾契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として処理するものとします。

第13条（協議）

- 1 本使用許諾契約に定めのない事項、その他本使用許諾契約の条項に関し疑義を生じたときは、両者協議のうえ円満に解決を図るものとします。

一般財団法人リモート・センシング技術センター：
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-17-1
宛先：ソリューション事業部
電話：03-6435-6789
FAX：03-5777-1580

2016年4月1日 制定